

令和5年12月1日

堺市美原区自治連合協議会
校区代表者様

堺市社会福祉協議会 美原区事務所
所長 橋本 茂浩
堺市美原区校区福祉委員会協議会
会長 氏林 正義

福祉推進委員の推薦について（依頼）

師走の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、社会福祉協議会美原区事務所及び校区福祉委員会協議会の円滑な事業推進に格別のご支援、ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各自治会より令和4年4月1日付にてご推薦いただきました福祉推進委員の任期は、令和6年3月末日をもって満了となります。

つきましては、下記の要領にてご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1) 推薦内容 福祉推進委員
(任期期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日まで)
- 2) 推薦方法 ① 別紙「福祉推進委員推薦書」にご記入いただき、
② 単位自治会長様のご署名とご捺印の上、ご提出ください。
※ 再任の場合でも、福祉推進委員ご本人に確認いただき、ご記入ください。
- 3) 推薦定数 別表「福祉推進委員推薦人数内訳表」のとおり
※ 現在、推薦人数に満たない場合は、可能な限り推薦人数を満たすようご推薦をお願いします。
- 4) 推薦締切日 令和6年3月19日（火）
- 5) そのほか 参考資料①「福祉推進委員について」
参考資料②「校区福祉推進委員推薦書 <記入例>」
- 6) 提出・問合せ先 堺市社会福祉協議会 美原区事務所（担当：力谷）
美原区黒山167-1（美原区役所1階）
電話：369-2040 FAX：369-2060

別表 福祉推進委員推薦人数内訳表

1. 推薦基準（堺市美原区校区福祉委員会協議会 福祉推進委員設置要領）

- (1) 推薦は、単位自治会単位で行なう。
- (2) 推薦人数は、単位自治会の加入世帯数に基づき次のとおり定める
- ア. 100世帯までは、3名（基本人数）
- イ. 100世帯以上は、概ね200世帯に1名を加算していく。（加算人数）
- なお、端数世帯数の取扱いは、次の通りとする。
- 1～100世帯は切り捨て、101～199世帯は切り上げとする。
- ※ 校区福祉委員会会則で定めがあるなどの場合は、上記の限りとしない
- ※ さつき野校区は、校区単位での活動のため、上記の限りとしない

校区	単位自治会	単位自治会 推薦基準 人数	現在の 人数	現在 推薦基準に 満たない人数
黒山校区	上黒山自治会	4	5	0
	下黒山地区会	3	5	0
	阿弥自治会	7	7	0
	南余部地区会	8	11	0
美原西校区	北余部自治会	8	9	0
	太井地区会	5	8	0
	フラワーランド自治会	3	2	1
平尾校区	平尾自治会	7	6	1
	菅生地区会	3	4	0
	菅生新田地区会	3	4	0
	木材団地地区会	4	5	0
	小平尾自治会	3	3	0
	東多治井地区自治会	3	3	0
さつき野校区	さつき野西1丁目自治会	2	2	0
	さつき野西2丁目自治会	2	2	0
	さつき野西3丁目自治会	2	2	0
	さつき野東1丁目自治会	2	2	0
	さつき野東2丁目自治会	2	2	0
	さつき野東3丁目自治会	2	2	0
美原北校区	多治井自治会	5	6	0
	多治井西地区	—	5	—
	多治井北自治会	3	2	1
	丹上地区会	4	7	0
	真福寺地区会	5	3	2
	大保地区会	4	1	3
	今井地区会	4	4	0
	真福寺ニュータウン自治会	3	2	1
八上校区	小寺地区会	4	3	1
	菩提地区会	4	5	0
	東大饗地区自治会	4	3	1
	西大饗地区自治会	4	3	1
	北府住自治会	5	1	4
	南府住自治会	5	2	3
合計数		127	131	19

※現在の人数はR3年11月現在となります。

＜参考＞ 推薦人数の内訳			
加入 世帯数	単位自治会 推薦基準 人数	内訳① 基本 人数	内訳② 加算 人数
236	4	3	1
87	3	3	0
908	7	3	4
1030	8	3	5
1103	8	3	5
435	5	3	2
74	3	3	0
893	7	3	4
190	3	3	0
75	3	3	0
329	4	3	1
73	3	3	0
134	3	3	0
325	2	1	1
344	2	1	1
183	2	1	1
180	2	1	1
304	2	1	1
387	2	1	1
547	5	3	2
—	—	—	—
145	3	3	0
315	4	3	1
415	5	3	2
314	4	3	1
280	4	3	1
89	3	3	0
310	4	3	1
290	4	3	1
300	4	3	1
360	4	3	1
560	5	3	2
460	5	3	2
11675	127	84	43

※自治会加入世帯数は、R3年4月現在となります。

福祉推進委員について

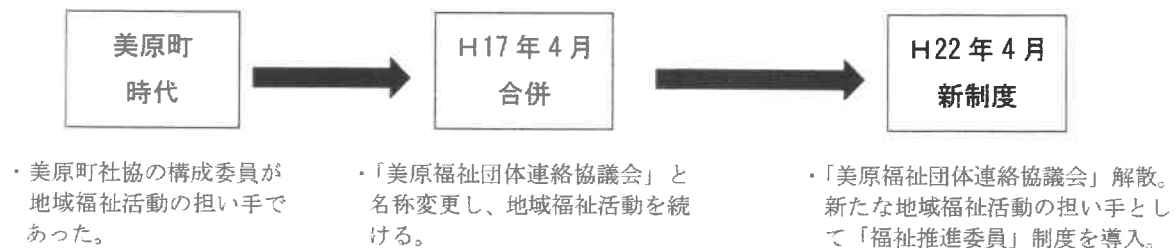
堺市社会福祉協議会 美原区事務所

[福祉推進委員設置に至る経過]

美原町時代、美原町社会福祉協議会を構成する委員であった相談役・評議員が、「高齢者を対象としたサロン（例：いきいきサロン）」などの地域の福祉活動を担っていました。

堺市との合併後（平成17年4月に美原町社会福祉協議会も堺市社会福祉協議会と合併）、美原町社会福祉協議会を構成する組織を「美原福祉団体連絡協議会」と名称変更し、合併後5年間の経過措置として存続し活動を続けてきました。平成22年3月末日、経過措置終了により「美原福祉団体連絡協議会」は解散し、相談役・評議員の委員制度も無くなりました。

その解散により、地域に定着した「いきいきサロン」等の福祉活動が途絶えてしまう事を防ぐために、平成22年4月、自治会から推薦していただく「福祉推進委員」制度を導入し、民生委員児童委員や女性会、老人クラブ等の他福祉委員と協力をしながら、地域のつながりハート事業等の地域福祉活動を支えていただく事になりました。



[福祉推進委員設置の目的]

同じ地域に住む住民が抱える課題を共通の問題として理解し、日々の日常生活や福祉委員会活動の中で把握し、民生委員児童委員や他の福祉委員、地域住民や各種ボランティア、行政等各種関係機関と協働してその問題の解決を図り、「**住み慣れたまちで、誰もが安心して暮らせる地域を推進する**」ことを目的としています。

[福祉推進委員の任期・推薦人数]

- 1) 任期：福祉推進委員の任期は2年です。再任（留任）は可能です。任期中に変更がある場合は、前任者の残任期間となります。
- 2) 推薦人数：単位自治会の加入世帯数に基づき、推薦人数が定められております。その推薦人数に合わせて、自治会毎でご推薦いただきます。

[福祉推進委員の役割例]

- 1) 「お元気ですか訪問」、「いきいきサロン」、「ふれあい食事会」、「ふれあい喫茶」、「かるがも親子応援隊（子育てサロン）」、「ボランティアビューロー」などの地域福祉活動の企画・実施・運営・広報・周知 等

- 2) 「平常時の見守り」活動、また活動における対象者の把握と地域福祉活動への参加呼びかけ
- 3) 福祉に関する有益な情報（個人情報ではなく、行政施策などの情報）の周知

- 4) 既存の活動のみならず、地域の実情に合わせた新たな地域福祉活動の企画・立案

- 5) 地域の福祉活動を支える仲間（地域ボランティア）の増員呼びかけ
（例：平常時の見守り活動の協力者への呼びかけ）

- 6) 地域福祉およびボランティアに関する研修会への参加
福祉委員（ボランティア）としての必要な知識や技術の習得

- 7) 民生委員児童委員や他福祉委員、自治会等の各種地域活動団体との協力・連携・協働

- 8) 堺市社会福祉協議会美原区事務所（地域活動推進係、美原基幹型包括支援センター）及び行政等各種関係機関との協力・協働・連携

- 9) 「堺市社会福祉協議会 住民賛助会員」加入への協力・応援
及び「共同募金」、「歳末たすけあい運動」への協力

[秘密の保持]

福祉推進委員は、活動する中で知り得た個人の情報を他に漏らさず、秘密の保持（個人情報の保護）を遵守していただきます。

[その他]

福祉推進委員は、美原区独自の委員であり、他区では自治会推薦の福祉委員はおられません。

福祉活動は、地域を挙げて行っていただくもので、美原区では自治会から福祉推進委員を推薦していただくことによって、自治会も、より明確に校区福祉委員会へ参画する形態となり、地域が一体となった形での取り組みが可能となります。

記入例

参考資料②

令和 6 年 3 月 15 日

堺市美原区校区福祉委員会協議会 福祉推進委員 推薦書

堺市社会福祉協議会美原区事務所 所長
堺市美原区校区福祉委員会協議会 会長 様

提出日をご記入ください。

下記の通り福祉推進委員を推薦します。

単位自治会長のご署名とご捺印をお願いします。

校区名・自治会名: _____ ●●校区▲▲自治会

単位自治会長名: _____ 美原 太郎

印 (※自署の場合捺印不要)

ふりがな氏名	性別	住所	自宅電話 携帯電話	再任・退任・新任 ※いずれかに○
しゃきょう じろう 社協 次郎	男	美原区●●-1	369-2040 090-●●●●-▲▲▲▲	再任・退任・新任 <input checked="" type="radio"/> 再任
しゃきょう はなこ 社協 花子	女	美原区●●-2	369-2070 090-●●●●-▲▲▲▲	再任・退任・新任 <input checked="" type="radio"/> 退任
さかい さぶろう 堺 三郎	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	美原区●●-23	361-1950	再任・退任・新任 <input checked="" type="radio"/> 新任

【再任(留任)の場合】

・『再任』に○をつけてください。

※内容に間違いがある場合は、加筆 または 訂正ください。

【退任の場合】

・『退任』に○をつけてください。

また、空欄に、その方の後任者(新たな推薦者)をご記入ください。

【退任はないが、新たな推薦者がある場合】

・空欄にご記入ください。

推薦者が多く、一枚に収まらない場合は、同封の『印字していない推薦書』をご利用ください。

◆可能な限り、基準人数を満たすようご推薦をお願いします。

◆再任の場合でも、福祉推進委員ご本人に確認いただきますようお願いいたします。

任期: 令和6年4月1日～令和8年3月31日

※任期は原則として2年。但し、再任は妨げない。

※任期途中の推薦の場合は、その任期を前任者の残任期間とする。

堺市美原区自治連合協議会

単 位 自 治 会 長 様

お願い

別紙、「堺市美原区校区福祉委員会協議会 福祉推進委員 推薦書」の提出は、単位自治会長様より、堺市社会福祉協議会美原区事務所へ直接ご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、この福祉推進委員推薦についての問い合わせは社会福祉協議会美原区事務所へ直接お問い合わせください。

提出締切日:3月19日(火曜日)

<提出・問い合わせ先>

堺市社会福祉協議会 美原区事務所(担当:力谷)

電話:369-2040 FAX:369-2060